



2026年9月30日

各 位

会 社 名 ナブテスコ株式会社
代表者名 代表取締役 木村 和正
(コード番号 6268 東証プライム)
問合せ先 コーポレート・コミュニケーション部長 峯岸 康
(TEL 03-5213-1134)

過年度の内部統制報告書の訂正報告書の提出及び 財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備に関するお知らせ

当社は、本日、金融商品取引法第24条の4の5第1項に基づき、関東財務局に提出した過年度の内部統制報告書において開示すべき重要な不備がある旨の記載をした内部統制報告書の訂正報告書を関東財務局に提出いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 開示すべき重要な不備の内容

当社の2026年12月期第2四半期の決算手続きにおいて、当社の一部の持分法適用関連会社の財務数値に関し、本来は当該持分法適用関連会社の子会社等を含む連結純資産額の変動に基づき算定すべきところ、単体純資産額の変動に基づき算定していたことにより、当社の連結損益計算書における「持分法による投資利益」及び連結財政状態計算書における「持分法で会計処理されている投資」等の金額が、過年度から継続して過少に計上されていたことが判明しました。このため、当社は持分法適用に関する会計処理を過年度に遡って訂正する必要があると判断し、2021年12月期から2025年12月期までの有価証券報告書、2023年12月期第3四半期及び2024年12月期第1四半期の四半期報告書並びに2024年12月期中間期及び2025年12月期中間期の半期報告書について、訂正報告書を2026年9月30日に提出いたしました。

IFRS会計基準の導入以前においては、当該持分法適用関連会社の子会社等の金額の重要性が低かったこと及び当該持分法適用関連会社が非上場会社であり連結財務諸表を作成していなかったことから、当該持分法適用関連会社単体の純資産額の変動をもって当社の連結決算に反映する取扱いとしておりました。しかしながら、その後も前年度の処理を踏襲し、持分法適用関連会社の子会社等を継続的に識別・把握する統制が有効に機能しておりませんでした。その結果、当該子会社等を含む連結純資産額の変動に関する情報の収集及び確認が実施されず、当該持分法適用関連会社の子会社等に係る純資産額の変動情報を当社の連結財務諸表へ適切に反映できておりませんでした。したがって、当該状況を内部統制の整備及び運用上の不備として識別しました。

当該不備による影響額の重要性を勘案した結果、当該不備は当社の財務報告に重要な影響を及ぼしており、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。

2. 事業年度末日までに是正されなかった理由

上記の財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備につきましては、当該不備の発覚が訂正対象となるそれぞれの事業年度の末日後であったため、各事業年度の末日までに是正することができませんでした。

3. 開示すべき重要な不備の是正方針

当社は本件不備を2026年12月期第2四半期に認識したため、本訂正報告書提出日現在、開示すべき重要な不備の是正には至っておりません。今後、「5. 訂正の内容」に記載したとおり決算・財務報告プロセスに係る内部統制を強化し、財務報告の信頼性を確保して参ります。

4. 訂正の対象となる内部統制報告書

第19期 内部統制報告書	(自	2021年1月1日	至	2021年12月31日)
第20期 内部統制報告書	(自	2022年1月1日	至	2022年12月31日)
第21期 内部統制報告書	(自	2023年1月1日	至	2023年12月31日)
第22期 内部統制報告書	(自	2024年1月1日	至	2024年12月31日)
第23期 内部統制報告書	(自	2025年1月1日	至	2025年12月31日)

5. 訂正の内容

上記の各内部統制報告書の記載事項のうち、3【評価結果に関する事項】を以下のとおり訂正いたします。訂正箇所は、____線を付して表示しております。

【評価結果に関する事項】

(訂正前)

上記の財務報告に係る内部統制の評価手続きを実施した結果、2025年12月31日現在の当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。したがって、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断しました。

記

当社の2026年12月期第2四半期の決算手続きにおいて、当社の一部の持分法適用関連会社の財務数値に関し、本来は当該持分法適用関連会社の子会社等を含む連結純資産額の変動に基づき算定すべきところ、単体純資産額の変動に基づき算定していたことにより、当社の連結損益計算書における「持分法による投資利益」及び連結財政状態計算書における「持分法で会計処理されている投資」等の金額が過年度から継続して過少に計上されていたことが判明しました。

IFRS会計基準の導入以前においては、当該持分法適用関連会社の子会社等の金額的重要性が低かったこと及び当該持分法適用関連会社が非上場会社であり連結財務諸表を作成していなかったことから、当該持分法適用関連会社単体の純資産額の変動をもって当社の連結決算に反映する取扱いとしておりました。しかしながら、その後も前年度の処理を踏襲し、持分法適用関連会社の子会社等を継続的に識別・把握する統制が有効に機能しておりませんでした。

た。その結果、当該子会社等を含む連結純資産額の変動に関する情報の収集及び確認が実施されず、当該持分法適用関連会社の子会社等に係る純資産額の変動情報を当社の連結財務諸表へ適切に反映できておりませんでした。したがって、当該状況を内部統制の整備及び運用上の不備として識別しました。

当該不備による影響額の重要性を勘案した結果、当該不備は当社の財務報告に重要な影響を及ぼしており、開示すべき重要な不備に該当すると判断したため、財務報告に係る内部統制の評価結果を訂正するに至りました。

当社は、連結損益計算書における「持分法による投資利益」の額および関連する決算数値の修正のため、過年度の決算を訂正するとともに、過年度に遡って内部統制報告書の訂正報告書を提出することといたしました。

当該不備は当事業年度末日以後に判明したため、当事業年度末日までに是正することができませんでした。

なお、上記の開示すべき重要な不備に起因する必要な修正事項は、全て有価証券報告書の訂正報告書に反映しております。

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、開示すべき重要な不備を是正し適切な内部統制を整備及び運用するために、関係部署において以下の取り組みを行います。

- ・持分法を適切に適用するために必要な知識を再確認する。
- ・持分法適用関連会社の子会社等を継続的に識別・把握すると共に連結純資産の変動を把握するため、報告様式を見直し持分法適用に十分な情報を収集する。
- ・網羅的な情報入手と検討結果の確認チェック体制を整備する。

6. 連結財務諸表及び財務諸表に与える影響

上記の開示すべき重要な不備に起因する必要な修正事項は、全て各事業年度の有価証券報告書、四半期報告書及び半期報告書の訂正報告書に係る連結財務諸表、四半期連結財務諸表及び中間連結財務諸表に反映しております。

7. 連結財務諸表の監査報告における監査意見

訂正対象の連結会計年度及び事業年度における連結財務諸表の監査報告における監査意見は、無限定適正意見であります。

以上